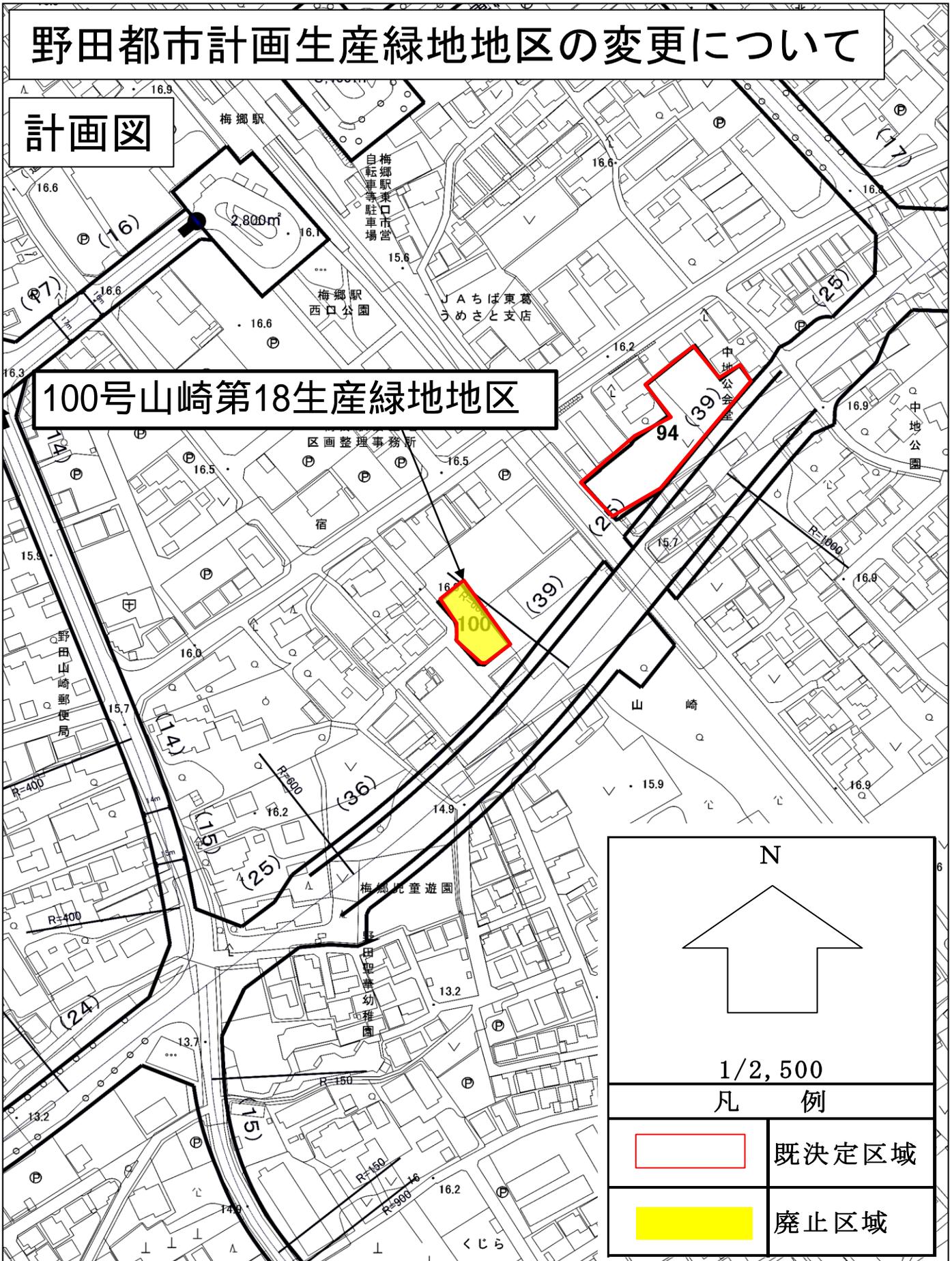


# 野田都市計画生産緑地地区の変更について

計画図

100号山崎第18生産緑地地区



N

↑

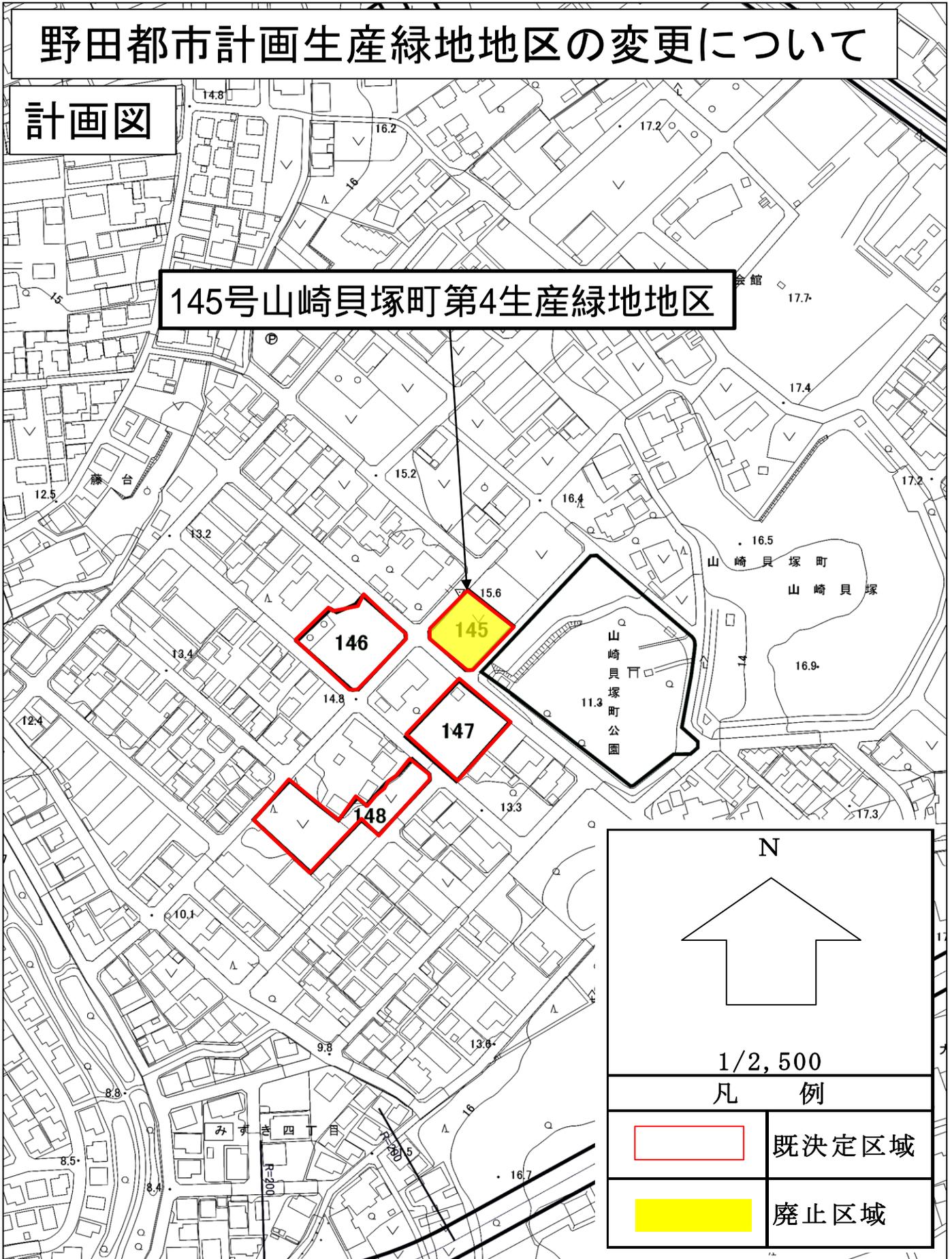
1/2, 500  
凡 例

|  |       |
|--|-------|
|  | 既決定区域 |
|  | 廃止区域  |

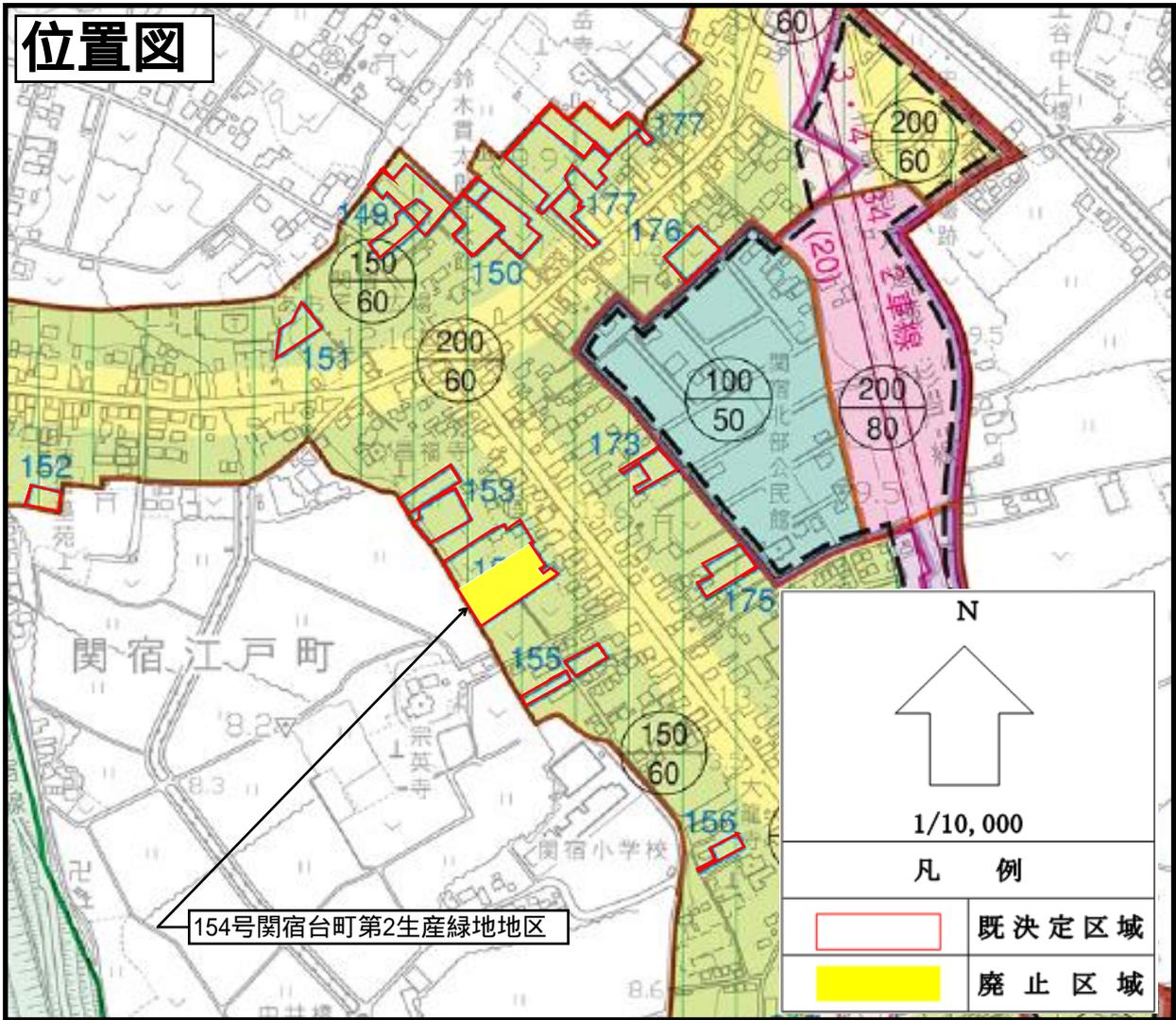
# 野田都市計画生産緑地地区の変更について

計画図

145号山崎貝塚町第4生産緑地地区



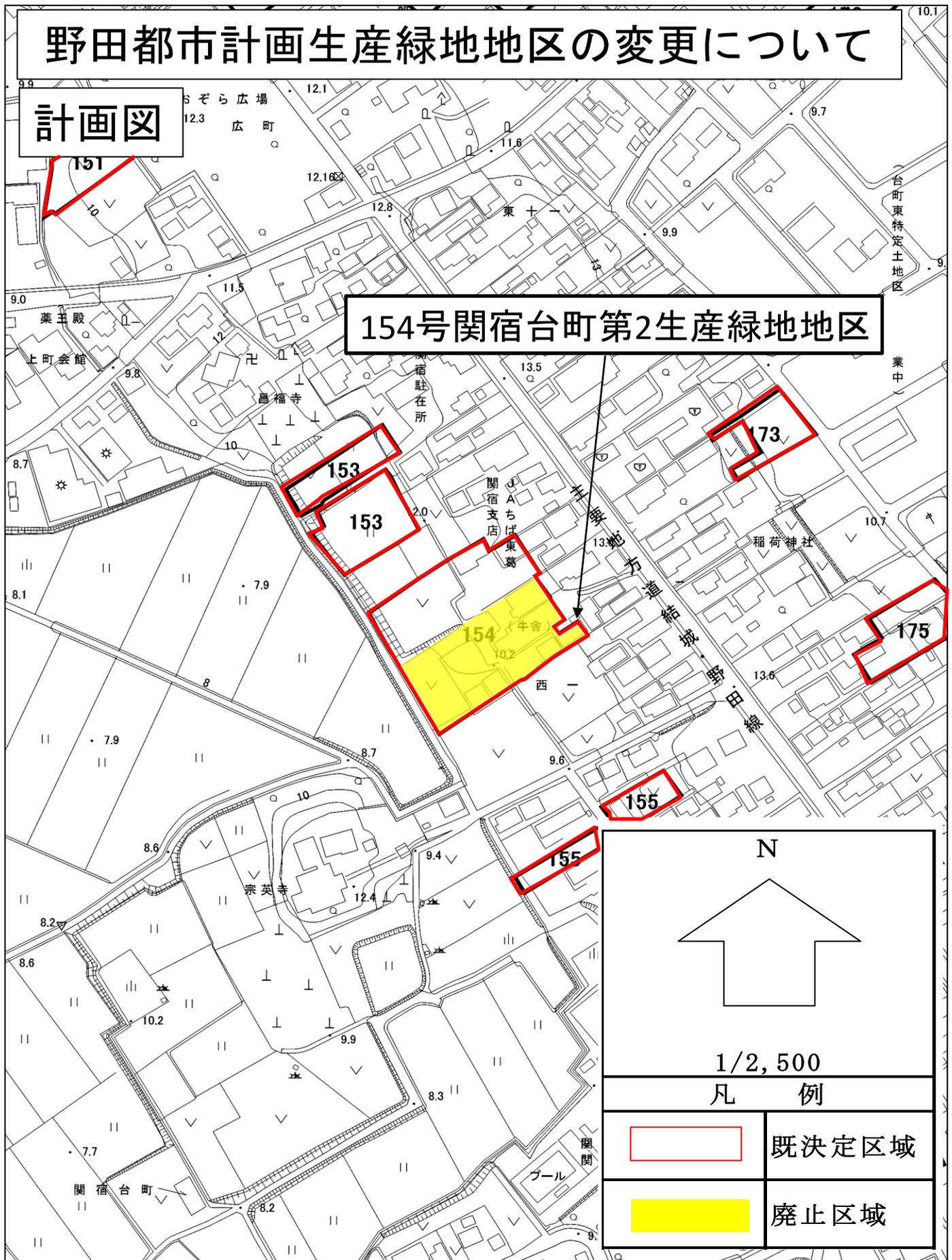
# 位置図



# 野田都市計画生産緑地地区の変更について

計画図

154号関宿台町第2生産緑地地区



1/2,500

凡 例



既定区域



廃止区域

野田都市計画生産緑地地区の変更（野田市決定）

野田都市計画生産緑地地区中51号吉春生産緑地地区ほか6地区を次のように変更する。

| 名 称 |                           | 面 積      | 備 考                   |
|-----|---------------------------|----------|-----------------------|
| 番 号 | 生 産 緑 地 名                 |          |                       |
| 51  | 吉 春 生 産 緑 地 地 区           | —        | 廃止 △約 0.06ha          |
| 52  | 柳 沢 新 田 第 1 生 産 緑 地 地 区   | —        | 廃止 △約 0.06ha          |
| 75  | 上 花 輪 第 2 生 産 緑 地 地 区     | —        | 廃止 △約 0.21ha          |
| 76  | 堤 根 新 田 生 産 緑 地 地 区       | —        | 廃止 △約 0.13ha          |
| 100 | 山 崎 第 1 8 生 産 緑 地 地 区     | —        | 廃止 △約 0.06ha          |
| 145 | 山 崎 貝 塚 町 第 4 生 産 緑 地 地 区 | —        | 廃止 △約 0.09ha          |
| 154 | 関 宿 台 町 第 2 生 産 緑 地 地 区   | 約 0.21ha | 一部廃止 △約 0.26ha        |
| 計   |                           | 約 0.21ha | 一部廃止及び廃止<br>△約 0.87ha |

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由：生産緑地法第14条の規定に基づく行為の制限の解除により、生産緑地としての機能が失われたため、当該地区について変更するもの。

<参考：変更概要>

| 番号 | 生産緑地名        | 所 在                       | 変更要因                        |
|----|--------------|---------------------------|-----------------------------|
| 51 | 吉春生産緑地地区     | 清水公園東一丁目 17番10<br>" 17番11 | 指定から30年経過<br>全部廃止（△約0.06ha） |
| 52 | 柳沢新田第1生産緑地地区 | 柳沢新田字榊形 213番2             | 指定から30年経過<br>全部廃止（△約0.06ha） |

|     |               |  |   |
|-----|---------------|--|---|
| 75  | 上花輪第2生産緑地地区   | 上花輪字太子前 1218番<br>" 1224番1<br>" 1225番1  | 主たる従事者の故障<br>全部廃止 (△約0.21ha)<br>※特定生産緑地も解除済 |
| 76  | 堤根新田生産緑地地区    | 堤根新田字窪 69番4<br>" 72番1  | 主たる従事者の死亡<br>全部廃止 (△約0.13ha)<br>※特定生産緑地も解除済 |
| 100 | 山崎第18生産緑地地区   | 山崎字宿 1834番1<br>" 1834番3<br>" 1834番4<br>" 1839番7                                    | 主たる従事者の死亡<br>全部廃止 (△約0.06ha)<br>※特定生産緑地も解除済 |
| 145 | 山崎貝塚町第4生産緑地地区 | 山崎貝塚町 24番3   | 主たる従事者の死亡<br>全部廃止 (△約0.09ha)<br>※特定生産緑地も解除済 |
| 154 | 関宿台町第2生産緑地地区  | 関宿台町字西一 231番<br>" 232番<br>" 233番<br>" 234番<br>" 235番<br>" 236番<br>" 237番<br>" 238番 | 主たる従事者の死亡<br>一部廃止 (△約0.26ha)                |

### 生産緑地地区の変更の内訳総括表

| 今回の変更に関する区域 |    |         |          | 生産緑地地区全体の内訳 |          |       |          |
|-------------|----|---------|----------|-------------|----------|-------|----------|
| 地区数         | 追加 | 廃止      | 面積の増減    | 変更後         |          | 変更前   |          |
|             |    |         |          | 地区数         | 合計面積     | 地区数   | 合計面積     |
| 7地区         | —  | 約0.87ha | △約0.87ha | 146地区       | 約24.50ha | 152地区 | 約25.37ha |

#### <参考：生産緑地法抜粋>

(生産緑地の買取りの申出)

第十条 生産緑地（生産緑地のうち土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地。この項後段において同じ。）の所有者（以下「生産緑地所有者」という。）は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第二十条

第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示の日から起算して三十年を経過する日（以下「申出基準日」という。）以後において、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となつているときは、第十二条第一項又は第二項の規定による買い取る旨の通知書発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。

- 2 生産緑地所有者は、前項前段の場合のほか、同項の告示の日以後において、当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき国土交通省令で定めるところにより算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものを有するに至つたときは、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

（都市計画決定年月日）

野田地域 平成 4 年 1 1 月 2 4 日 （法施行による新規指定）

関宿地域 平成 1 5 年 1 2 月 1 9 日 （市町村合併による新規指定）

## 都市計画変更スケジュール

